家を建てたら記録することが大事

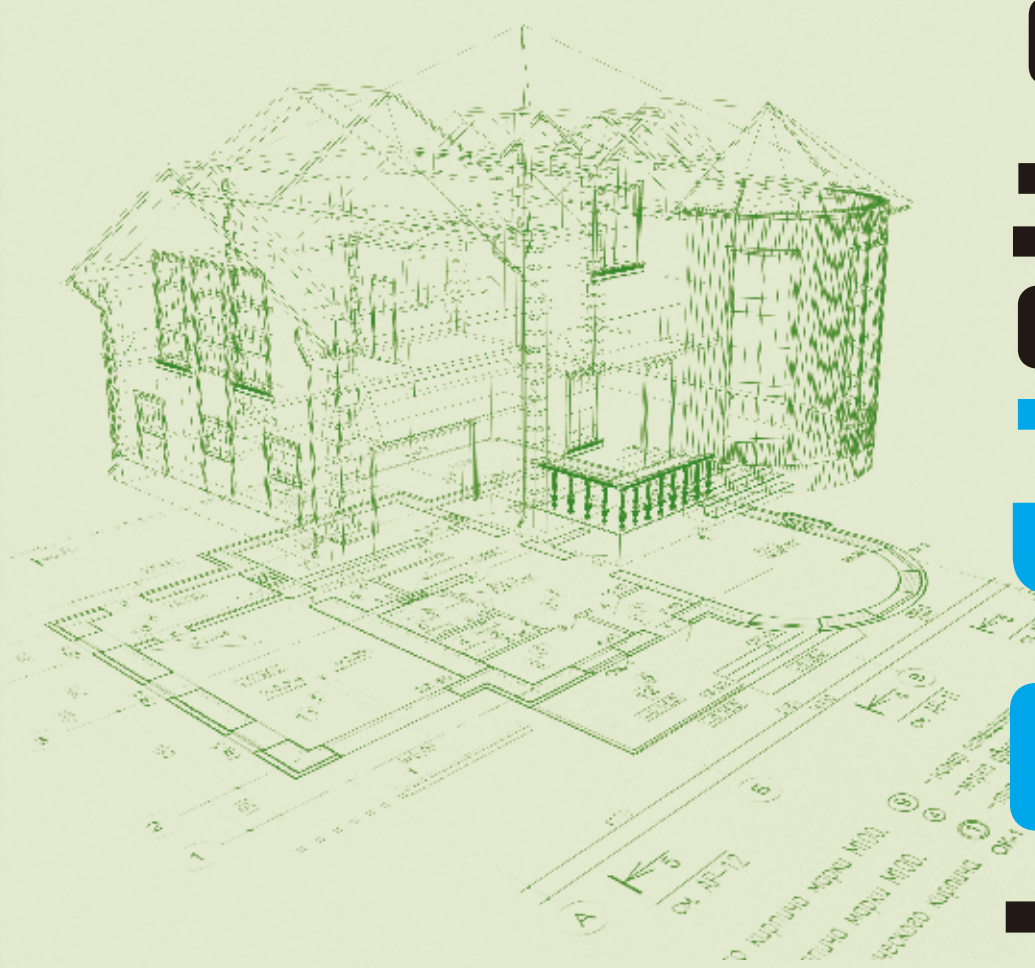

大切な住まいを守る

いえかるて

住宅履歴情報

住まいの情報は「いえかるて」で記録

欧米では100年以上も大事に住み継いでいる住宅が多く、美しい街並みを形成しています。

日本の住宅も現在は、経年変化に耐え、地震にも強く、設備の取り替えなどにも対応するなど、しっかりしたつくりになってきています。

限りある資源を無駄にしない、エコな暮らしが今の時代のキーワード。

せっかく建てた住まいをもっと長く、孫の代まで住み続けられるようにすることが求められているのです。

そのためには、建てた住宅をきちんと手入れしたり、リフォームをして価値が目減りしないようにしていかなくてはなりません。

いえかるてで新築時の図面や住宅の性能評価書、定期的なメンテナンスの書類などをきちんと整理して、記録しておくと先々の住宅の補修やリフォームの際にとても役立つのです。

「いえかるて」でお客さまの住まい情報を記録します。

いえかるてのしくみ

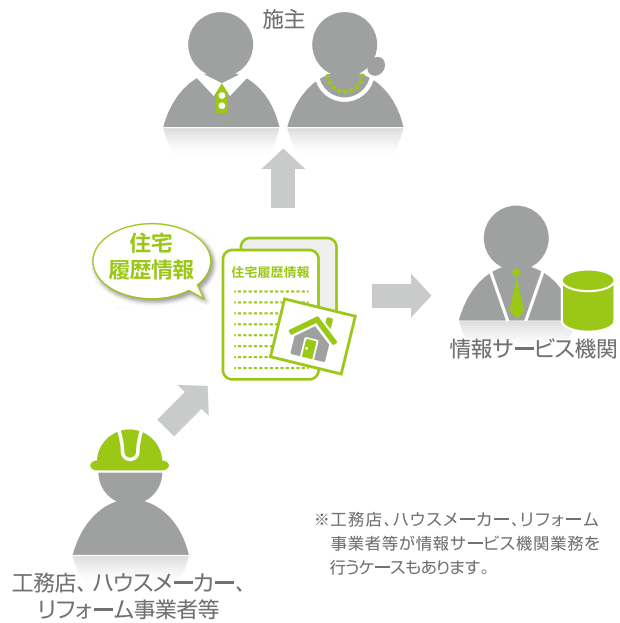

※工務店、ハウスメーカー、リフォーム事業者等が情報サービス機関業務を行うケースもあります。

●住まいの情報は大切なお客様の財産

新築時、リフォーム時に必要な情報をお渡しするとともにいえかるてに登録します。書類が「どこにあるかわからない」「あそこにあると思ったのに」ということがなくなります。

●情報はサービス機関が大切に保管します

工務店、ハウスメーカー、リフォーム事業者等からいえかるての情報サービス機関に情報を預けます。情報サービス機関は長期にわたってお客様の情報を保管するので安心です。

●デジタルデータで簡単に必要な情報を引き出せます

情報サービス機関は個別ID、パスワードで情報を管理しています。お客様は、情報サービス機関から発行されるIDパスワードで安全便利に情報を引き出せます。

いえかるてに記録する4つのメリット

1. 住まいのメンテナンスに役立ちます

将来必ず必要になる住まいの維持管理。住宅の詳細情報が無いとその時になって困るのは、住宅所有者です。あらかじめ点検や補修の時期を把握したり、いざメンテナンスとなった時にすぐに情報が引き出せて便利です。

2. 突発的なトラブルの時も補修や復旧がすばやくできます

地震や台風による雨漏りや配管のつまりなどは、一刻も早く修理をしたいもの。家に保管していた住宅の記録が失われるようなことがあっても、補修のための部材や設備の情報がすぐに引き出せて安心です。

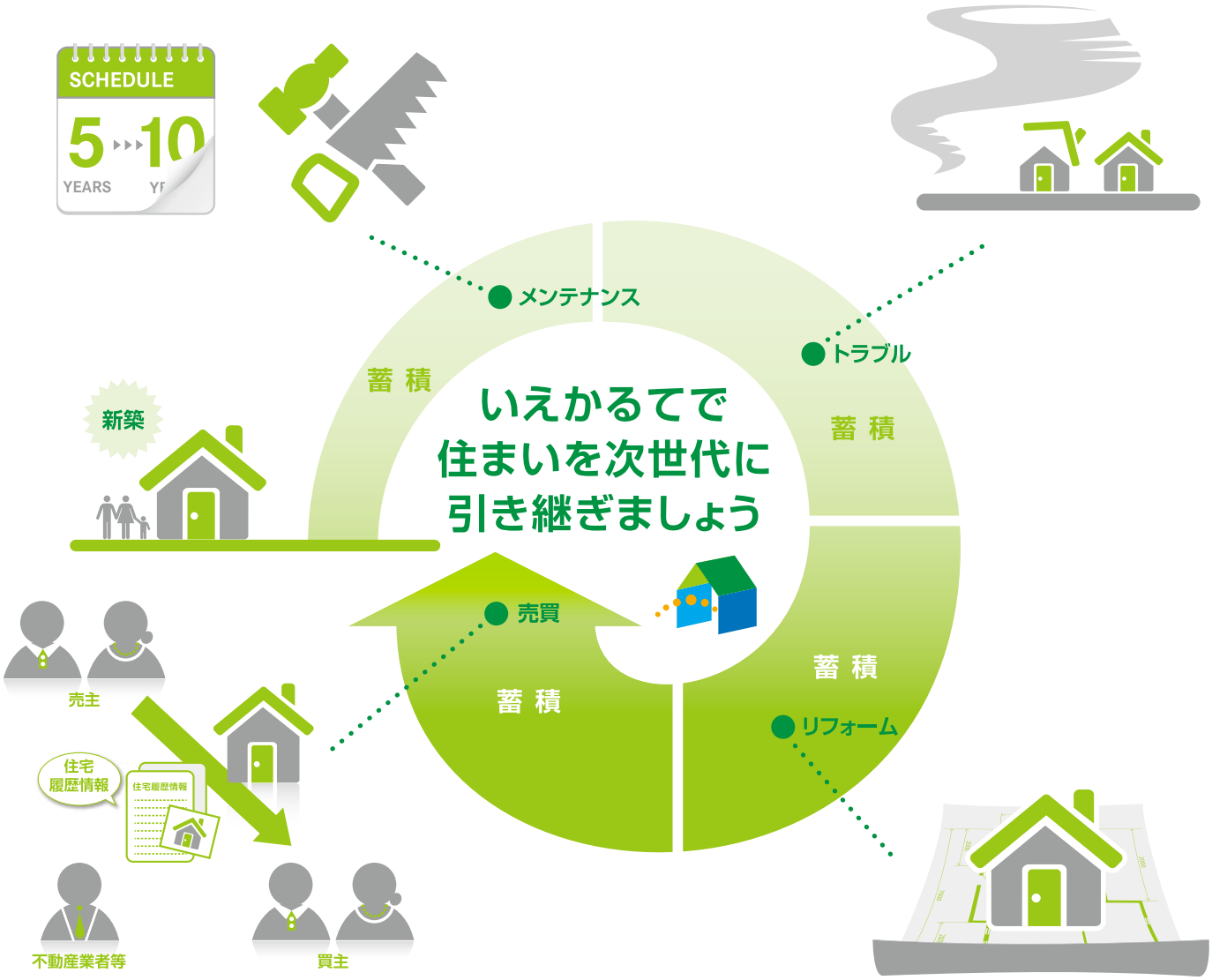

4. 売買の時に住まいの価値が証明され次世代に住み継がれます

住まいは、外側から見ただけでは造りや維持保全の良さはわかりません。住替えのために家を売ることになっても、買い手に家の取扱説明書のように書類をそろえて引き渡すことで、お互いに納得した売買契約ができます。

3. すぐにリフォームにとりかかれます

住まいの省エネ性能は年々上がっています。いざエコリフォームにとりかかろうと思っても、図面や補修の記録が無いというのは、よくあることです。リフォーム工事の際に、図面があると、壁を壊さなくても中の仕様が分かるなど、的確な見積もりや工期の設定に役立ちます。

いえかるてチェックリスト

下記書類を大切に保管しましょう

新築時

- ☐ 地盤調査報告書
- ☐ 建築確認申請書類
- ☐ 工事監理報告書
- ☐ 完了検査済証
- ☐ 開発行為申請書類
- ☐ 住宅性能評価
  - ☐ 設計住宅性能評価書
  - ☐ 建設住宅性能評価書
- ☐ 長期優良住宅認定書類
- ☐ 竣工図
- ☐ 住宅設備保証書・取扱説明書
- ☐ 瑕疵担保保険関係書類

メンテナンス、リフォーム時

- ☐ 維持管理計画書
- ☐ 点検・診断記録
- ☐ 修繕記録
- ☐ リフォーム・改修記録
- ☐ 長期優良住宅維持保全計画書
- ☐ 瑕疵担保保険関係書類

※住宅によっては書類がないもの（住宅性能評価書や長期優良住宅認定書類など。制度を利用していない場合）があります。

写真で
記録を残しておくと
わかりやすい!!

いえかるて
住宅履歴情報協議会 正会員

「いえかるて」のマークについて

●このマーク（正会員）はお客様からお預かりする大切な情報を一定の共通ルールで管理する、いえかるての会員情報サービス機関が使用するマークです。

●従来の施主と施工会社という1対1の関係に、第三者の情報サービス機関を加えることで、住まいの情報管理がより確かなものになります。

いえかるての詳細はHPをご覧ください。
http://iekarute.or.jp/

長期優良住宅は「いえかるて」で記録しましょう

長期優良住宅の認定を受けた住宅の所有者は、住宅の建築・維持保全の状況に関する記録を作成・保存することが義務付けられています。「いえかるて」は長期優良住宅の住宅情報記録に対応しています。

税制優遇にも住宅履歴情報が役に立ちます

平成24年度より、一定の省エネルギー性又は耐震性を満たす住宅とする場合、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額について、500万円加算されることとなりました。この措置は、新築だけでなく、中古住宅の取得やリフォームも対象であるため、「住宅履歴情報」により、省エネルギー性や耐震性を証明することが、住宅取得にあたっての直接的なメリットとなります。税制について、詳しくは、お近くの税務署等で確認しましょう。

一般社団法人 住宅履歴情報蓄積・活用推進協議会 〒102-0071 東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング
当協議会は、住宅履歴情報の蓄積と活用を支援する業務を行う事業を行っている住宅履歴情報サービス機関等が会員の一般社団法人です。